

【御注意ください】 申請書類の提出がない場合、補助金は支払いできません。
必ず書類の提出をお願いいたします。

1 対象者

次のすべてに当てはまる方

- ① 補助対象期間（令和8年4月～令和9年3月）に
右記の対象施設を利用している（幼稚園等の重複在籍は不可）
- ② 各月1日時点で、市内に住所を有し、施設と月極め契約し
保育料を納付している
（一時預かり又は月の途中の入所月分は対象外。）

対象施設

- (1) 認証保育所
- (2) 共同実施型家庭的保育
（グループ型保育施設）
- (3) 家庭福祉員（保育ママ）
- (4) 認可外保育施設指導監督基準を満たして
いる旨の証明書が発行されている施設
（企業主導型保育施設を含む）

2 申請から助成金支払いまでの流れ

1 助成申請書の記入（助成を受ける児童1人につき1枚記入が必要です）

【令和8年6月までの入園の方】

令和8年5月～6月に、在籍の施設から申請書を配付します。

※ 調布市外の施設等で、申請書が配付されなかった場合は、担当（裏面）までお問合せください。

【令和8年7月以降に入園される方】

以下のいずれかの方法で申請書をお受け取りください。

- ・入園される施設に確認いただく
- ・市役所3階保育課窓口で受け取り
- ・調布市ホームページからダウンロード（右記QRコード）

【調布市HP】

調布市認可外保育施設
保育料助成事業



※ 無償化対象者で、一時預かりやベビーシッター等の無償化対象事業を利用している方は、別途
請求書の提出が必要な場合があります。手続き方法は調布市ホームページを確認（右下QRコード）

2 助成申請書の提出

在籍の施設に提出（提出期限は施設に御確認ください）

※ 市外施設など、施設によっては調布市へ直接提出するように依頼される場合があります。
その際は、施設の指定した期限までに調布市へ直接御提出ください（郵送可）。

※ 保護者(世帯)の状況により、必要な添付書類があります（裏面参照）

添付書類が揃っていない場合、お支払いできません。必ず御確認ください

※ 保育料等の納付状況は市から施設に確認するため、領収書の添付は不要です。

裏面助成額一覧の額と、納付された保育料等（下表参照）のどちらか低い方が助成額となります。

（無償化対象者は、月額保育料から無償化給付分を差し引いた額が上限となります。）

対象費目	基本保育料・昼食代・日中の初回のおやつ代
対象外	入園料・朝食夕食などの給食代・2回目以降のおやつ代・延長保育料 その他、おむつのサブスク代など児童個別に係る実費

【調布市HP】

（該当する方のみ）
幼児教育・保育の無償化



3 助成金の振込の確認

年4回、保護者指定の口座にお振込みします。

各回ごとに定める提出期限を過ぎてから提出の場合は、次の回の振込となる場合があります。

（必要な添付書類が不足していた場合は、不足が解消した日が基準となります。）

	【第1回】	【第2回】	【第3回】	【第4回】
対象期間	4月分～6月分	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分
振込（予定）※	令和8年8月下旬	令和8年11月下旬	令和9年2月下旬	令和9年5月下旬

※ 保育料助成金は事前に決定通知を送付（無償化給付分は決定通知の送付なし）

《必要な添付書類について》

	添付書類が必要な方	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
1	ひとり親世帯	児童育成手当認定（支払）通知書・児童扶養手当証書・ひとり親医療証のいずれかのコピー ※上記が提出できない場合は戸籍謄本、離婚受理証のいずれかのコピー ※離婚調停中の場合は、事件係属証明書、調定期日通知書のいずれかのコピー	3～5歳児クラスは提出不要です。 ただし、3～5歳児クラスでも、税資料を提出いただく場合があります。必要な方には個別にお知らせいたします。
2	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書のコピー ※生活保護が廃止となった場合は、保育課にお申し出ください。	
3	令和7年1月1日に市外（国内）に住んでいた	令和7年度（令和6年分）住民税課税（非課税）証明書のコピー（市外に住んでいた方全員分）※1 ※昨年度申請時に添付した場合や、令和8年9月以降の在籍の場合は不要	
4	令和8年1月1日に市外（国内）に住んでいた	令和8年度（令和7年分）住民税課税（非課税）証明書のコピー（市外に住んでいた方全員分）※1	
5	令和7年1月1日に国外に住んでいた	① 認可外保育施設保育料助成用所得申告書 ※2 ② 令和6年1月1日から12月31日までの収入・所得が確認できる書類のコピー ※3 ※昨年度申請時に添付した場合や、令和8年9月以降の在籍の場合は不要	
6	令和8年1月1日に国外に住んでいた	① 認可外保育施設保育料助成用所得申告書 ※2 ② 令和7年1月1日から12月31日までの収入・所得が確認できる書類のコピー ※3	

※1「住民税課税（非課税）証明書」は合計所得や控除等の記載があるもの。

※2「認可外保育施設保育料助成用所得申告書」は調布市ホームページ（調布市認可外保育施設保育料助成事業）に掲載

※3「海外所得が確認できる書類」の例：勤務先作成の給与証明書又は給与支払い明細書の写し等

《助成額について》 ※個別の助成額のお問い合わせには回答できません。予め御了承ください。

児童の年齢や新2号・新3号認定の有無により、助成額が異なります。

（令和8年10月以降、無償化給付の制度変更に伴い内訳が変更となりますが、総額は変わりません。）

市民税申告がお済みでない方は、市役所3階市民税課又は税務署にて申告をお願いします。

市民税額が確認できない場合は、助成金のお支払いができません場合があります。

市民税に関する問い合わせ先 市民税課（042-481-7193・7194）

※ 市民税所得割課税額・・・住民税の内、市民税の所得割額部分の額。定額減税されている場合は定額減税後の額
調整控除を除く、住宅借入金等特別控除等の税額控除適用の場合は、控除前の額

【0～2歳児クラス】助成基準額一覧

区分	対象者	施設種別	4月～9月（月額上限）			10月～3月（月額上限）		
			無償化給付	保育料助成	合計助成額	無償化給付	保育料助成	合計助成額
1	以下の条件を両方満たす方 ① 非課税世帯※1 または生活保護受給世帯 ② 無償化対象※2（保育要件あり）	企業主導型以外	42,000円	38,000円	80,000円	45,700円	34,300円	80,000円
		企業主導型		38,000円	38,000円		34,300円	34,300円
2	上記以外の方			80,000円	80,000円		80,000円	80,000円

※1 4～8月は令和7年度、9～3月は令和8年度の世帯全員の住民税課税状況が非課税の世帯

※2 子育てのための施設等利用給付認定3号（新3号認定）

【3～5歳児クラス】助成基準額一覧

区分	対象者	施設種別	4月～9月（月額上限）			10月～3月（月額上限）		
			無償化給付	保育料助成	合計助成額	無償化給付	保育料助成	合計助成額
1	無償化対象の方※3（保育要件あり）	企業主導型以外	37,000円	40,000円	77,000円	40,300円	36,700円	77,000円
		企業主導型		40,000円	40,000円		36,700円	36,700円
2	上記以外の方			43,000円	43,000円		43,000円	43,000円

※3 子育てのための施設等利用給付認定2号（新2号認定）

【問合せ先】 〒182-8511 調布市小島町2-35-1
調布市子ども生活部保育課 保育・幼稚園係
TEL 042-481-7132・7133・7134